◇本人確認書類◇

平成20年5月1日より、戸籍法・住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍・戸籍附票・住民票・身分証明書の交付請求及び、住民異動届(転入・転出・転居等)をする場合に、ご本人やご家族の方が来庁しても、窓口において申請に来られた方の本人確認が必要となりました。

代理申請の場合は、委任状が必要ですがその他に本人確認ができるものを ご持参ください。

- ★本人確認ができるものとは・・・・
 - イ. 顔写真付きの身分証明書の場合は、次のうち1種類
 - ●運転免許証
 - ●運転経歴証明書
 - ●パスポート
 - ●マイナンバーカード (顔写真付き)
 - ●住民基本台帳カード (顔写真付き)
 - ●身体障害者手帳
 - ●国・県・町等の公的機関が発行した資格証明書
 - ●在留カードなど

または

- 口. 顔写真付き身分証明の提示が出来ない方の場合は、次のうち2種類必要
 - ●健康保険者証
 - ●年金手帳・年金証書
 - ●介護保険被保険者証
 - ●後期高齢者医療被保険者証
 - ●印鑑登録証(赤い手帳)+実印
 - ●住民基本台帳カード (顔写真なし)
 - ●学生証
 - ●企業等の社員証(顔写真付き)など
- ※身分証明書はいずれも有効期限内のものに限ります。
- ※郵便請求において、保険証等の場合は住所の記載のある面もコピーし、添付して下さい。